

4

令和8年市議会2月定例会

報 告 事 項

静 岡 市

## 目 次

報告番号	件 目	頁
報告第1号	専決処分の報告について（静岡市附属機関設置条例の一部改正について）	3
報告第2号	専決処分の報告について（静岡市恩田原スポーツ広場条例の一部改正について）	4
報告第3号	専決処分の報告について（交通事故、物損事故、道路事故及び著作物使用料未払による損害賠償の額の決定について）	5
報告第4号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	15

報告第1号

## 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

### 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月29日

静岡市長 難波喬司

#### 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中「静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会」を「静岡市史跡駿河国分寺跡整備委員会」に、「片山廃寺跡の」を「駿河国分寺跡の」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第2号

## 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市恩田原スポーツ広場条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

### 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市恩田原スポーツ広場条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月29日

静岡市長 難波喬司

### 静岡市恩田原スポーツ広場条例の一部を改正する条例

静岡市恩田原スポーツ広場条例(令和2年静岡市条例第73号)の一部を次のように改正する。  
第1条の表中「静岡市駿河区恩田原82番地」を「静岡市駿河区恩田原118番地の2」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年12月17日

静岡市長 難波喬司

### 著作物使用料未払による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故の概要
	住所	氏名	
円 240,000 (著作物使用料相当額)	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	* * * * *	市が管理するホームページに著作物を無断で掲載していたため、著作物使用料相当額を支払うものである。

---

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年12月22日

静岡市長 難波喬司

### 道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 225,808 (車両修理費)	* *	* * * * *	令和6年 12月2日 静岡市駿河区 聖一色地内	市道を走行中の相手方車両が、道路上の穴に落輪し、左前後輪ホイール等を損傷させた事故である。
円 46,200 (車両修理費)	* *	* * * * *	令和7年 11月4日 静岡市葵区 大原地内	市道を走行中の相手方車両に、山側斜面からの落石が直撃し、右前部ドアを損傷させた事故である。

---

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年12月24日

静岡市長 難波喬司

### 物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 72,380 (レッカ一代等)	* *	* * * * *	令和7年 5月17日 静岡市清水区 蒲原 4892番地の 10	相手方車両が市有駐車場に駐車していたところ、舗装が陥没し、車両底部を損傷させた事故である。

---

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年12月25日

静岡市長 難波喬司

### 物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 235,990 (車両修理費等)	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	* * * * *	令和7年 7月25日 静岡市葵区 田町地内 安倍川緑地	安倍川緑地内での草刈作業中、草刈機が弾いた石が、付近に駐車中の相手方車両に直撃し、リアガラスを損傷させた事故である。

---

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月8日

静岡市長 難波喬司

### 物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 74,789 (ブロック塀修理費)	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	* * * * *	令和7年 7月9日 静岡市駿河区 中田本町 5番14号	公用車を路側帯から 道路に発進しようとしたところ、ブロック塀に 接触し、損傷させた事故 である。

---

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月9日

静岡市長 難波喬司

### 交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 43,265 (携帯電話修理費等)	* *	* * * * *	令和6年 4月19日 静岡市駿河区 下川原二丁目 922番地の5	公用車で交差点に進入したところ、右側から直進してきた相手方車両が衝突を避けようと急ブレーキをかけた際、積荷が崩れて携帯電話に接触し、損傷させた事故である。

---

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月12日

静岡市長 難波喬司

### 物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 60,152 (自転車修理費)	* *	* * * * *	令和7年 6月19日 静岡市葵区 東千代田二丁目 1番10号 千代田消防署	照明電源車を出庫する際、車庫内に駐輪していた相手方の自転車と接触し、損傷させた事故である。

---

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月21日

静岡市長 難波喬司

### 道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 971,315 (車両修理費等)	静岡県藤枝市 高柳 1288番地 の1	株式会社超運 代表取締役 鶴岡 久武	令和6年 12月24日 静岡市駿河区 栗原 18番64号 地先	市道を走行中の相手方車両が、路肩から突き出た枝に接触し、左側ボディを損傷させた事故である。
円 14,502 (車両修理費)	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	* * * * *	令和7年 10月29日 静岡市清水区 興津東町 1107番2 地先	市道を走行中の相手方車両が、側溝蓋の上を通過した際、破損していた側溝蓋の鉄筋に接触し、左前後輪タイヤを損傷させた事故である。
円 168,977 (車両修理費)	静岡市葵区 駒形通二丁目 2番25号	辰巳タクシー 株式会社 代表取締役 寺田 幸廣	令和7年 11月10日 静岡市駿河区 向敷地四丁目 320番13号 地先	相手方車両が自社敷地から市管理道に発進しようとしたところ、側溝蓋が割れ、車両底部を損傷させた事故である。
円 363,000 (車両時価相当額)	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	* * * * *	令和7年 12月3日 静岡市葵区 大原地内	市道を走行中の相手方車両が、山側斜面からの落石に接触し、車両底部を損傷させた事故である。

---

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日

静岡市長 難波喬司

### 物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 105,160 (車両修理費)	静岡市葵区 産女 953番地	一般財団法人 静岡市環境公社 理事長 殿岡 智	令和7年 4月8日 静岡市葵区 追手町 5番1号 静岡市役所 静岡庁舎	公用車で駐車場内を 走行中、ごみ回収作業の ため停車していた相手 方車両と接触し、右側フ ロントウインカー等を 損傷させた事故である。

---

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月27日

静岡市長 難波喬司

### 物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 45,100 (外壁修理費)	* *	* *	令和7年 6月10日 *	公用車を駐車しようとしたところ、相手方住宅の外壁に接触し、損傷させた事故である。

報告第4号

## 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

### 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

静岡市長 難波喬司

### 工事請負契約金額の変更について

工 事 名	契約金額（円）	変 更 概 要
令和7年度清市道債第2号 葛沢線（仮称葛沢大橋）橋梁下部工 工事 (令和7年10月14日議決)	当初 319,198,000 第1回変更後 327,895,700	橋台基礎杭の施工にあたり、事前の土質調査結果から想定した地層の一部に硬岩層が確認されたため、岩盤掘削工を増工する。  (当初議決より 8,697,700円増額 (2.72%増))

---

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和8年1月22日

静岡市長 難波喬司

### 工事請負契約金額の変更について

工 事 名	契約金額 (円)	変 更 概 要
令和6年度環ご第1号 清水ストックヤード建設工事 (令和6年7月10日議決)	当初 883,300,000 第1回変更後 879,211,300 第2回変更後 928,588,100	既存構造物の基礎が想定よりも厚く、解体時に粉塵の飛散が懸念されるため、解体方法をブレーカー工法からワイヤーソー工法に変更する。  (当初議決より 45,288,100円増額 (5.13%増))
第1回変更 令和7年7月10日報告		